

七ヶ宿町木質バイオマス施設物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている木質バイオマス施設の管理事業者に対して、七ヶ宿町補助金等交付規則（平成25年七ヶ宿町規則第6号）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で七ヶ宿町木質バイオマス施設物価高騰対策支援金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「木質バイオマス施設」とは、七ヶ宿町賑わい拠点施設条例（平成28年七ヶ宿町条例第26号）で定めているバイオマス施設とする。

(交付対象者及び補助金の額)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 木質バイオマス施設の管理を行っている者であること。
- (2) 町内に事業所を有する者であること。
- (3) 今後も事業を継続する意思がある者であること。
- (4) 町税等に滞納がない者であること。

2 補助金の額は、1事業者あたり100万円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、七ヶ宿町木質バイオマス施設物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）により、指定する期日までに町長へ提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第5条 町長は、前条の規定により申請があった場合は、七ヶ宿町木質バイオマス施設物価高騰対策支援金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により通知するとともに、申請者へ補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第6条 町長は、この補助金の交付を受けた事業者等が、偽りその他不正行為により補助金を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。